

## 2. 給与所得者異動届出書の書き方

### ○退職・休職・転勤・転職等

納税者が退職・休職・転勤・転職等により徴収ができなくなった場合は、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に必要な事項を記入のうえ翌月10日までに必ず提出してください。転勤・転職等の場合は、新しい勤務先を経由して異動届出書を提出してください。

### ○退職者の残税額の徴収方法

退職者が6月1日から12月31日までの期間で納税者から一括徴収の申し出があった場合は、残税額を一括徴収してください。

退職日が1月1日から4月30日までの期間で、本人の申し出がなくても残税額を超える給与又は退職手当等が支給される場合は、地方税法により一括徴収が義務付けられています。

### ○異動届出書の提出について

異動届出書の提出がなかったり、遅れたりしますと、滞納となり督促をうけることがあります。

また、当市の異動処理が遅れる結果、納税者が一度に多額の市・都民税を納めるようになりますので、忘れずに提出してください。

異動届出書を市役所へ提出される日付を記載してください。

異動された納税義務者の氏名を記載してください。

1月1日現在の住所から変更がある場合は、現在の住所を記載してください。

転勤等により新しい勤務先で特別徴収を継続される場合は、その名称、所在地、電話番号等を記載してください。

**給与支払報告 にかかる給与所得者異動届出書**

特別徴収

○異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度	2. 新年度	3. 前年度
特別徴収義務者 指定番号	123456	市町村ごとに 異なります。
氏名番号	3	
係	人事給与係	
担当者 連絡先	氏名	青柳 緑
電話	042 - 576 - 2111	
備考		
1. 退職	2. 転勤	3. 合併
4. 休業	5. 産休育休	6. 長期欠勤
7. 死亡	8. 会社解散	9. 住所異動
10. その他		
1. 特別徴収継続 (転勤等)	2. 一括徴収	3. 普通徴収
10. その他		

住所(居所)又は所在地: 国立市富士見台2-47-1  
郵便番号: 186-8501  
フリガナ: カブシキガイシャ クニタチ ショウジ  
氏名又は名称: 株式会社 国立商事  
代表者の氏名: 代表取締役 国立太郎  
個人番号又は法人番号: ※1

給与所得者  
受給者番号: 15-234567  
フリガナ: ヒガシ サクラコ  
氏名: 東 桜子 (旧姓: 石田)  
生年月日: 60年10月1日  
個人番号: ※2  
1月1日現在の住所: 国立市中4-5-6  
現住所: 同上

特別徴収税額 (年税額)	(ア) 特別徴収税額	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
12,000	4,000	8,000	

異動年月日: 5年9月21日

異動事由(該当に○)  
1. 退職  
2. 転勤  
3. 合併  
4. 休業  
5. 産休育休  
6. 長期欠勤  
7. 死亡  
8. 会社解散  
9. 住所異動  
10. その他

異動後の未徴収税額(ウ)について一括徴収する場合は、下の欄に記載してください。

一括徴収の理由  
1. 異動が 年12月31日まで、(1月1日以降) 1月1日以後で、特別徴収継続の希望がないため  
2. 一括徴収できない理由(○を付してください)  
1. 5月31日まで支払われる給与(又は退職手当等)がないため  
2. その他理由( )

一括徴収する金額  
支払予定額の合計  
徴収予定額(上記(ウ)と同額)

1月1日以降、退職時までの未支払額(賞含む) 円  
退職手当等の支払額(賞含む) 円  
控除社会保険料額(賞含む) 円  
勤続年数 年

○転勤(転職)等による特別徴収届出書 (左欄の注意書きを参照してください) ※転勤の場合の異動届の流れ: 転勤元→転勤先→一括届出

月割額	円
月分	月分
納入する。	

特別徴収義務者指定番号: 123456  
氏名番号: 3  
係: 人事給与係  
担当者連絡先: 氏名: 青柳 緑  
電話: 042 - 576 - 2111

住所: 国立市富士見台2-47-1  
郵便番号: 186-8501

特別徴収義務者指定番号: 123456  
氏名番号: 3  
係: 人事給与係  
担当者連絡先: 氏名: 青柳 緑  
電話: 042 - 576 - 2111

住所: 国立市富士見台2-47-1  
郵便番号: 186-8501

該当者の課税されている自治体が現年度、新年度で異なる場合は、各々の自治体に異動届出書を提出してください。

該当する異動の事由に○をつけてください。

異動後の未徴収税額の徴収方法に○をつけてください。なお、出国する方は「2.一括徴収」または「3.普通徴収」に○をつけてください。普通徴収の場合はご自身で納付いただくか、納税管理人を定めください。

一括徴収した場合の納付月を記載してください。

給与所得者がお亡くなりになり、かつ相続人代表者が判明している場合は、記載してください。

異動事由「10. その他」を選択した場合は、普C・普D・普Eのいずれかの理由に○をつけてください。

特別徴収税額の通知書の個人別明細書に記載された合計年税額を記載してください。

徴収済の月割額の合計額を記載してください。

年税額から徴収済税額を差引いた残額を記載してください。

**【ご注意】**  
給与所得者異動届出書を提出する際に、特別徴収義務者の13桁の法人番号(個人事業主の場合は代表者の12桁の個人番号)と、給与所得者の12桁の個人番号を記載していただきますが、**転勤等により特別徴収を転勤先に継続する場合は以下の点にご注意ください。**

※1 【転勤元の特別徴収義務者が個人事業主の場合】…個人事業主の個人番号は記載しないでください。

※2 【転勤等における給与所得者の個人番号】…転勤元では、給与所得者の個人番号は記載しないでください。転勤先の事業所等が従業員から個人番号を取得し、記載してください。